

改正後の法」という。の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。
(基準額に関する経過措置)

改正後の法の規定の適用を受ける職員で、同

法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正前の法」という。）第二条第四項に規定する割合を乗じて得た額（以下「定率基本額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の法第一条第四項の規定にかかるわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

二 その他の一般職に属する職員 基準日における当該職員の受ける職務の等級の号俸の昭和四十三年八月三十一日における額(基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合には、その定める額)に三百円を加算した額

が定めることとする。前項の規定による定めを受けるときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

内閣総理大臣は、前二項の規定による定めを受けるときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率基本額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、同法同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とする。

(附録ノ職員給与法第一条の職員への適用)
前二項の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第三項第十六号に規

定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける職員」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員給与法第一条の職員」と、「職務の等級の」とあるのは「職務の等級における」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、附則第二項第二号中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と、「職務の等級」とあるのは「階級」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当の内払）

改正前の法の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則（昭和四六年一二月一五日法律第六号）

（施行期日等）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）に係る部分及び附則第十七項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和四八年三月一二日法律第三号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定は、昭和四十七年八月三十一日から適用する。

この法律による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

の規定及び附則第十七項の規定による改正後の
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を
改正する法律（昭和四十三年法律第二百十号）の
規定は、昭和四十八年四月一日から適用する
附 則（昭和五〇年三月二〇日法律第三
号）
この法律は、公布の日から施行し、改正後の
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定
は、昭和四十九年八月三十一日から適用する
改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法
律の規定に基づいて昭和四十九年八月三十一日
からこの法律の施行の日の前日までの間に職員
に支払われた寒冷地手当は、改正後の国家公務
員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷
地手当とみなす。

二 その他の一般職に属する職員 基準日において当該職員の受ける職務の級の号俸に相当するものとして、内閣総理大臣が指定する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十七号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級の号俸の昭和五十五年八月三十日において適用される額（基準日において当該職員が職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあっては、その定める額）に七千八百円を加算した額

地手当の内扣とみなす
附 則（昭和五五年一月二九日法律第
九九号）抄

1. (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の
国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改
正後の法」という。）の規定及び改正後の裁
判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百
九十九号）の規定は、昭和五十五年八月三十日
から適用する。

2. (基準額等に関する経過措置)
改正後の法の規定の適用を受ける職員で、改
正後の法第二条第四項の規定により算出した坦
合における基準額が、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ当該各号に掲げる額を改正前の国家
公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改
正前の法」という。）第二条第四項に規定する内
閣総理大臣が定める割合を乗ずべき額とみなさ
れて、同項の規定により算出するものとした場合
に得られる額（以下「暫定基準額」という。）に達
しないこととなるものについては、改正後
の法第二条第四項の規定にかかわらず、平成廿
一年三月三十一日までの間、暫定基準額をもつて
当該職員に係る同項の基準額とする。ただし
同条第五項に規定する最高限度額の算出につい
ては、この限りでない。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 基準日

第百四十九条の二
改正家内正事場日
改訂日
第二十一条
定める日までの間（前項の規定のある期間に限る。）の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出した場合における基準額（前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額）が、改正前の法第二条第四項及び暫定基準額（以下「旧基準額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項及び前項本文の規定にかかわらず、当該旧基準額をもつて当該職員に係る同条第四項の基準額とする。

昭和五十五年八月三十日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の法第二条第四項の基準額とみなして、同条第一項があつたら第三項まで又は第五項の規定（休職者にあつては、改正前の法第二条の二第二項の規定）により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下「改正前の法の例による額」という。）が改正後の法第二条第五項に規定する最高限度額（休職者にあつては、その額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による額

(基準日の翌日から改正後の法第一条後段の内閣総理大臣が定める日までの間に新たに職員となつた者は、職員となつた日

第二二二条第二項第三号に第三項の規定による割合を乗じて得た額）を超えることとなる職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）の

前の法の例による額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

改正後の法第三条の規定は同条の規定により返納させるべき事由（改正前の法第二条第十七項の規定により返納させることとされていた事項の同一の事由を除く。）で昭和五十五年八月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。

に生じたものには、いざに通じない。内閣総理大臣は、附則第二項から第四項まで、内閣による定めをなすときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条の職員への適用）

職員への準用) 附則第二項から前項までの規定は、国家公務員法(昭和二年三月三日法律第百二十一号) 第二条に準用する。

員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二条第三項第十六号に規定する職員について準用す

る。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるの

は「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の

適用を受ける職員」と、「新たに職員」とあるのは「新たに自衛官以外の職員」と、「職員

「となつた日」とあるのは、「職員となつた日、自衛官にあつては内閣総理大臣が定める日」と、

「号俸」とあるのは「号俸（自衛官にあつては、当該職員の受ける号俸と同一の防衛庁職員給与

法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十九号）による改正前の防衛省職員給与法別表

第二の陸将、海将及び空将の（一）欄における号奉二七、同項第二号中「一段職に属する職

「昇格」と同様第二号「一、一職員に就く職員」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条の職員」、「職務の級の一」とある

る「沿街第一条の職員」と「職務の級」、あるいは「職務の級（自衛官にあつては、階級）」（自衛隊員の階級）等皆同じ、一等陸正、一等海正。

(当該職員の属する階級が一等陸佐一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者に適用不し)の行(二)の職員の合計率に開(一)の去(三)

適用される防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の

(一) 檻、(二) 檻又は(三) 檻をいう)に
おける」と、「一般職の職員の給与に関する法

律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第十九十七号）による改正前の一般職の職員の給与に

関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級

の」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律による改正前の防衛庁職員給与法別

表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十

年法律第九十七号)による改正前の「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第十五号)別表第一、別表第四及び別表第五(八を除く。)から別表第七までに定める職務の等級(自衛官にあつては、階級)における」と、附則第四項中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第十五号)第二十三条第二項、第三項又は第五項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項、第三項又は第五項」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当の内払）

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一午年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の「一般職の職員の給与に関する法律(以下附則第十一項までにおいて「改正後の法」という。)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百九号)及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)」の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定及び附則第十五項のうち国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第七項の改正規定（これらの改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第九項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第五条第一項第四号、第六条及び別表第二中陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に係る部分を除く。）及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

附 則（昭和六三年一二月一四日法律第一〇〇号）抄

（施行期日等）

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中給与法第十一條第二項第二号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定 昭和六四年四月一日

附 則（平成二年六月二二日法律第三六号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八二号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月一五日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年一二月一一日法律第一一二号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

二 略
第一条 中給与法第五条第一項の改正規定、
給与法第十条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。）、給与法第十二条の八を第十二条の九とし、第十二条の七の次に一条を加える改正規定、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条、第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第二項及び第三項、第十九条の七第一項並びに第二十三条第二項から第五項までの改正規定並びに給与法附則第九項を削る改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十九項までの規定 平成九年四月一日）

附 則（平成一一年七月七日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(旧法再任用職員に関する経過措置)

第三条

2 旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条及び第二条の二の規定、第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第八条第十一項、第十九条の四第三項、第十九条の七第二項、第十九条の八第三項、第十九条の九第二項、第十九条の十第四項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五項の規定の適用については、旧法再任用職員は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附 則（平成一一年八月一三日法律第一二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(旧法再任用職員に関する経過措置)

第三条

附則第十四項及び第十五項の規定に基づく総務大臣の定めは、人事院の勧告に基づくものでなければならない。

18 附則第九項から前項までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について適用する。この場合において、この規

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第九 第二条		附則第九 第三条	
号	及び第七項 附則第六号	イ	項第五号
附則第九 び前項	第一項 四項、第 十五項及 び前項	職員 在勤する	附則第九 項第五号
附則第九 項第五号	ハ、第十 項第五号	職員 在勤する	附則第九 項第五号
附則第九 項第五号	ハ	職員 在勤する	附則第九 項第五号
附則第九 項第五号	二号	職員 在勤する	附則第九 項第五号
防衛大臣	防衛大臣	地に防衛府長官の定める定係港 港を有する船舶に乗り組む職員	地に防衛大臣の定める定係港 港を有する船舶に乗り組む職員
手当法第二条第一項 いて準用する改正前の寒冷地	第七条第一項及び第二項にお いて準用する改正前の寒冷地	後の寒冷地手当法第一条第一項 二号	後の寒冷地手当法第一条第一項 二号

前項	附則第	附則第十八項において準用する同法附則第十項
（施行期日）	附 則（平成一七年一月七日法律第一 一三号）抄	人事院の一般職の国家公務員との均衡を考慮した
（施行期日）	（平成一七年一月七日法律第一 二二号）抄	勧告に基を考慮した
（施行期日）	（平成一七年一月七日法律第一 二二号）抄	（前項）づく
（施行期日）	（平成一八年五月三一日法律第四 五号）抄	
（施行期日）	（平成一八年二月二二日法律第一 一八号）抄	
（施行期日）	（平成一九年七月六日法律第一〇 八号）抄	
（施行期日）	（平成一九年七月六日法律第一〇 八号）抄	
（第一条）この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則（平成一八年二月二二日法律第一 一八号）抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（第一条）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（平成一九年七月六日法律第一〇 八号）抄	（第一条）この法律は、公布の日から起算して三月までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第二号	第二項 第三項 第四号	第三項 第五項及 第六	第一項 第二号	第二項 第一項 的規定	第一項 第二条第一項	第二項 第一条	第一項 第一条各号
第六項 又は給与法	各号 準用する前項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 第一条第三項	第五条において準用する寒 冷地手当法第一条各号
年法律第二百六十六号) に 關する法律(昭和二十七	三号 又は防衛省の職員の給与等 の規定	三号 准用する前項第一号及び第 三号」と、「同項各号」とあ るの「同項第一号及び第	三号 准用する前項第一号及び第 三号」と、「同項各号」とあ るの「同項第一号及び第	三号 准用する前項第一号及び第 三号」と、「同項各号」とあ るの「同項第一号及び第	三号 准用する前項第一号及び第 三号」と、「同項各号」とあ るの「同項第一号及び第	第五条において準用する寒 冷地手当法第二条第三項 (第二号を除く。)	第五条において準用する寒 冷地手当法第一条
又は給与法	各号 準用する前項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 附則第十六条	第四項 第一条第三項	第五条において準用する寒 冷地手当法第一条各号

別表(第一条、第二条関係)		附 則 (令和三年六月一一日法律第六二号)抄	(施行期日)	第一 条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。	第七項 第三条第一項 第八項 人事院の勧告にに基づく	第七項 第三条第一項 第二項 附則第十六条 第二項 附則第十七条	前日において前日において同法第十四条 第二項において準用する法律第四条第一項及び	給与法の
地域の区分	地域の区	一級地			第五条において準用する寒冷地手当法第三条第一項	第五条において準用する寒冷地手当法第三条第一項	第四項に規定する	
北海道のうち	旭川市	帶広市	北見市	夕張市	赤平市	士別市	名寄市	歌志内市
虻田郡のうち留寿都村、喜茂別町及び俱知安町	川市	富良野市	後志総合振興局管内のうち	余市郡のうち赤井川村	深川市	上川総合振興局管内	宗谷総合振興局管内のうち	網走郡 斜里郡のうち清里町及び小清水町
空知総合振興局管内のうち	空知郡のうち上砂川町	雨竜郡	枝幸郡のうち浜頓別町及び中頓別町	天塩郡のうち幌延町	オホーツク総合振興局管内のうち	湧別町、滝上町、興部町及び西興部村	勇払郡のうち厚真町及び安平町	河東郡 上川郡のうち清水町
沙流郡のうち平取町	十勝総合振興局管内のうち	十勝郡 広尾郡のうち大樹町	日高振興局管内のうち	十勝郡	十勝郡	十勝郡	十勝郡	十勝郡

二級地	北海道のうち	釧路市 小樽市 岩見沢市	釧路市 岩見沢市
川上郡 阿寒郡	網走市 留萌市 稚内市 美唄市	網走市 留萌市 稚内市 美唄市	網走市 留萌市 稚内市 美唄市
根室振興局管内のうち			芦別市
野付郡	別市 江別市 紋別市 三笠市 根室市	別市 江別市 紋別市 三笠市 根室市	別市 江別市 紋別市 三笠市 根室市
	千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市	千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市	千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市
渡島総合振興局管内のうち	市 伊達市 北広島市 石狩市	市 伊達市 北広島市 石狩市	市 伊達市 北広島市 石狩市
石狩振興局管内	松前郡のうち福島町 二海郡 山越郡	松前郡のうち福島町 二海郡 山越郡	松前郡のうち福島町 二海郡 山越郡
檜山振興局管内のうち	瀬棚郡 久遠郡 後志総合振興局管内のうち	瀬棚郡 久遠郡 後志総合振興局管内のうち	瀬棚郡 久遠郡 後志総合振興局管内のうち
渡島総合振興局管内のうち	島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうち ちニセニ町、真狩村及び京極町 岩内郡 のうち仁木町及び余市町 空知総合振興局管内のうち	島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうち ちニセニ町、真狩村及び京極町 岩内郡 のうち仁木町及び余市町 空知総合振興局管内のうち	島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうち ちニセニ町、真狩村及び京極町 岩内郡 のうち仁木町及び余市町 空知総合振興局管内のうち
石狩振興局管内	空知郡のうち南幌町及び奈井江町 張郡 播戸郡 留萌振興局管内	空知郡のうち南幌町及び奈井江町 張郡 播戸郡 留萌振興局管内	空知郡のうち南幌町及び奈井江町 張郡 播戸郡 留萌振興局管内
北海道のうち	宗谷郡 組合振興局管内のうち 宗谷郡 枝幸郡のうち枝幸町 天塩郡 のうち豊富町 札文郡 利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち 斜里郡のうち斜里町 紋別郡のうち雄 武町 胆振総合振興局管内のうち	宗谷郡 組合振興局管内のうち 宗谷郡 枝幸郡のうち枝幸町 天塩郡 のうち豊富町 札文郡 利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち 斜里郡のうち斜里町 紋別郡のうち雄 武町 胆振総合振興局管内のうち	宗谷郡 組合振興局管内のうち 宗谷郡 枝幸郡のうち枝幸町 天塩郡 のうち豊富町 札文郡 利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち 斜里郡のうち斜里町 紋別郡のうち雄 武町 胆振総合振興局管内のうち
北海道のうち	虻田郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうち ちむかわ町 日高振興局管内のうち	虻田郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうち ちむかわ町 日高振興局管内のうち	虻田郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうち ちむかわ町 日高振興局管内のうち
函館市 室蘭市 苛小牧市 登別市	釧路郡 厚岸郡 白糠郡	釧路郡 厚岸郡 白糠郡	釧路郡 厚岸郡 白糠郡
北斗市	標津郡のうち標津町 目梨郡	標津郡のうち標津町 目梨郡	標津郡のうち標津町 目梨郡
渡島総合振興局管内のうち			

四級地	松前郡のうち松前町 上磯郡 郡 茅部郡	檜山振興局管内のうち 郡 爾志郡 奥尻郡	日高振興局管内のうち 郡 幕泉郡 日高郡
岩手県のうち	盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠 野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥 州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀 郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉 伊郡のうち 岩泉町、田野畠村及び普代 村 九戸郡 二戸郡	宮城県のうち	登米市 栗原市 大崎市 刈田郡のう ち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 加 美郡のうち 加美町 遠田郡
秋田県のうち	秋田市 能代市 横手市 大館市 湯 沢市 鹿角市 津上市 大仙市 北秋 田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山 本郡 南秋田郡 仙北郡 雄勝郡	山形県のうち	山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東 根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜 郡 西置賜郡
福島県のうち	会津若松市 喜多方市 田村市 安達 郡 岩瀬郡のうち天栄村 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡の うち西郷村及び中島村 石川郡のうち 石川町及び浅川町 田村郡 双葉郡の うち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち 群馬県のうち	福島県のうち	沼田市 多野郡のうち上野村 甘楽郡 のうち南牧村 吾妻郡のうち長野原 町、嬬恋村、草津町及び高山村 利根 郡のうち片品村、川場村及びみなか み町 新潟県のうち
長岡市 小千谷市 十日町市 見附 市 糸魚川市 妙高市 魚沼市 南魚	飯舎村		

沼市	胎内市	東蒲原郡	南魚沼郡
中魚沼郡	岩船郡のうち		
福井県のうち			
勝山市			
長野県のうち			
長野市	松本市	上田市	岡谷市
訪市	須坂市	小諸市	伊那市
根市	中野市	大町市	飯山市
市	塩尻市	佐久市	千曲市
市	安曇野市	南佐久郡	北佐久郡
小県郡	諏訪郡	上伊那郡のうち	辰野郡
村	箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮		
田村	下伊那郡のうち阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村、木曾郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曾町		
北安曇郡	埴科郡	上高井郡	下高井郡
郡	上水内郡	下水内郡	
岐阜県のうち			
高山市	飛驒市	郡上市	大野郡
岡山県のうち			
真庭郡			
広島県のうち			
山県郡のうち			
備考	この表に掲げる名称は、平成二十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。		